

○専修大学科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程

平成18年7月14日

制定

(趣旨)

第1条 専修大学(以下「本学」という。)における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金(以下「科研費」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)並びにこれらの法令に基づき、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める科研費の取扱いに関する規定及び使用ルール等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「直接経費」とは、科研費による研究(以下「研究」という。)の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。

2 この規程において「間接経費」とは、研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費をいう。

(科研費に係る手続の代行)

第3条 本学は、本学所属の研究代表者並びに本学所属の研究代表者から分担金の配分を受けた本学所属の研究分担者及び学外の研究機関の研究代表者から分担金の配分を受けた本学所属の研究分担者(以下「研究分担者」という。)に代わり、科研費に関する文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会との間の諸手続を行うものとする。

(直接経費の管理の代行)

第4条 本学は、研究代表者(本学所属の研究代表者をいう。以下同じ。)及び研究分担者に代わり、直接経費の管理を行うものとする。

2 直接経費の管理責任者は、学長室学務課長とする。

(間接経費の取扱い)

第5条 本学は、間接経費の交付及び配分を受け入れ、これに関する事務は、学長室学務課が行うものとする。

(科研費使用に関する取扱い)

第6条 科研費の使用に関する取扱いは、別に定める。

(施設及び設備等の改造の禁止等)

第7条 研究に携わる者は、本学の許可を得ないで、研究のために、本学の施設又は設備等を改造してはならない。

2 研究に携わる者は、研究を行う上で、本学の施設又は設備等を損傷し、又は滅失した場合は、当該施設又は設備等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、学長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(知的財産権等の取扱い)

第8条 知的財産権等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利をいう。)の取扱いについては、別に定める。

(事務所管)

第9条 この科研費に関する事務は、学長室学務課の所管とする。

(取扱規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、法科大学院長との協議及び学部長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年7月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。